

【判例ID】 28261896

【判示事項】 【事案の概要（自動抽出）】

1 本件は、原告が、被告会社を介してリース会社との間でオフィス機器等についてリース契約を締結した際、被告会社の従業員である被告Y2（以下「被告Y2」という。）が原告代表者を欺罔し各リース契約を締結させて不要なリース料の負担を強いられたなどと主張して、被告Y2に対し不法行為責任に基づき、被告会社に対し使用者責任に基づき損害賠償等を求める事案である。

【裁判年月日等】 平成30年3月27日／東京地方裁判所／民事第25部／判決／平成27年（ワ）29916号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【裁判官】 小西圭一

【出典】 D1-Law.com判例体系

【重要度】 -

■28261896

東京地方裁判所

平成27年（ワ）第29916号

平成30年03月27日

東京都（以下略）

原告 X1株式会社

同代表者代表取締役 I

同訴訟代理人弁護士 王子裕林

東京都（以下略）

被告 株式会社Y1

同代表者代表取締役 L

千葉県（以下略）

被告 Y2

上記兩名訴訟代理人弁護士 大下信

主文

1 被告らは、原告に対し、連帯して551万5520円及びこれに対する平成26年10月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告株式会社Y1は、原告に対し、63万1400円及びこれに対する平成27年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告株式会社Y1は、原告に対し、71万7075円及びこれに対する平成27年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、原告と被告株式会社Y1との間に生じた費用については、これを12分し、その1を被告株式会社Y1の負担とし、その余は原告の負担とし、原告と被告Y2との間に生じた費用については、これを14分し、その1を被告Y2の負担とし、その余は原告の負担とする。

6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。